

◆ 基本的な考え方

1	策定の趣旨	図書館ビジョン2040が示す「知の循環をつくり、未来へつなぐ知を生み出す「知の拠点」」の実現に向け、「地域資料のアーカイブ化」を計画的に推進するための指針として策定。
2	地域資料のデジタルアーカイブ化の目的	地域資料のデジタル化は、次の4つのメリットを踏まえ、郷土博物館などの関係機関と連携し、地域における知識・文化の情報基盤の形成を目指す。 ①時間的・地理的な制約を超えた資料提供、②資料の利用による原資料の破損・劣化防止、③地域の再認識・活性化、④障害者を含むあらゆる人々の利用可能性の向上
3	本計画の対象	図書館ビジョンの第3章「施策展開の方向性」第1節「特長のある『知の拠点』の実現」「1 未来へつなぐ知の収集・保存、利活用の促進」のうち、デジタルアーカイブ化に関連する取組みを対象とする。(デジタルアーカイブ化とは直接関連のない、方向性(2)「本市の歴史的文書の整理・保存など」は除く。)
4	実施機関	千葉市中央図書館情報資料課
5	デジタルアーカイブ化の対象資料	図書館が所蔵し、本市の歴史・文化に関する紙資料及び市民の記憶保存事業で作成した紙資料を基本とするが、将来的には音声データ等も対象としていくことも検討していく。
6	本計画の見直し等	概ね3年毎に地域資料のデジタルアーカイブ化に係る成果と課題を検証し、デジタル技術の進展等を踏まえ、必要な範囲で見直しを行う。

◆ 地域資料デジタルアーカイブ化に関する取組

取組項目	現状	課題	ロードマップ(取組項目の具体的内容・進め方)
1	アーカイブ化計画の策定		デジタルアーカイブに関する方針や基準を含んだ本計画を、図書館協議会の意見を聴取しながら2023年度中に策定し、策定後は、本計画に則し取組みを進める。
2	地域資料の収集・記録等	・地域の歴史・文化やまちづくりの活動等を行っている市民の情報の把握	(1)対象資料の調査(判型・厚さ等の外形特性、文字サイズ・分量等の内容特性) (2)地域資料の収集(市及び県内に関する資料で、原則、公開されている資料が対象)
	・市民等の記憶の保存として小冊子等を作成中	・インタビュー対象者の選定基準等の検討	(3)市民等の記憶の収集・記録 ・事業概要:文書化されていない市民等の記憶の中にある貴重な情報をオーラルヒストリーとして記録・保存・公開する。 ・収集方針:以下の4項目のいずれかに該当するもので、記録・保存の必要性、希少性、まちづくりや学習等における活用の期待度を総合的に評価し選定する。 ア 千葉市の地域の地誌(歴史・地理・自然・産業・文化)に関連する記憶 イ 千葉市にゆかりのある人物の活動に関する記憶 ウ 千葉市に伝来する事柄(民話・伝説・言葉・風俗・習慣)に関する記憶 エ 千葉市が支援するスポーツチームなどに関する記憶 ・情報収集:庁内や小中学校の教員経験者に照会するなどの方法により幅広く収集。 ・記憶の収集・記録:インタビュー手法を用いる。将来における音声や画像等の利用可能性も考慮する。民間事業者を活用し、小冊子の作成や音声・画像等のデータの保存を行う。
3	資料の選定等とデジタル化	(歴史的資料の調査・選定) ・歴史的資料の劣化状態把握や資料選定における郷土博物館との連携体制の充実	著作権保護期間内の資料はデジタル化やインターネット公開につき著作権者等の許諾が必要なため、当面は著作権保護期間が満了した資料や発行機関において著作権者等の許諾が得られた資料について、デジタル化を進める。 (1)対象資料の選定基準 ①唯一性・希少性、②資料の劣化状況、保存の緊急性、③資料の利用機会の拡大、④PR性 (2)権利処理等 ①著作物・著作者の特定、②没年調査、③著作者の連絡先調査、④使用許諾依頼
	・市民の記憶等に係る資料のデジタル化	(メタデータの整備) 利用者が検索しやすい環境整備のため、メタデータの適切な設定等が必要	(3)デジタル化の概略 ・画像データ、目次情報及び本文のテキストデータ化を基本とする。 ・メタデータは、原資料の書誌データの活用やデジタルデータ作成に係る情報を記録する。 (4)民間事業者の活用 ・当分の間、専門的な知識・技術を有する民間事業者を活用することを基本とする。 (5)デジタル画像の品質 ・資料の特性及び費用対効果の観点から、必要十分な範囲内での画質等の生成を基本とする。
4	デジタル資料の公開	(公開・権利処理) ・デジタル化資料の公開範囲や利用条件の適切な設定及び権利処理等の知識を有する人材の育成	・インターネットでの公開は、著作権者等の許諾を得たもののみとする。
	・千葉市地域情報デジタルアーカイブ上でデジタル化資料を公開中	(民間事業者の活用・運用人材の育成) ・民間のシステムを適切に活用するための、デジタル・アーキビストなど専門知識を有する人材の養成	・図書館自らのシステム構築・管理・運用は困難なため、当面、クラウドサービス事業者が提供するデジタルアーカイブシステムを活用し、「千葉市地域情報デジタルアーカイブ」としてデジタル化した資料の公開を行う。 ・デジタル資料のデータは、提供・管理に用いる情報システムのサーバに格納し、バックアップデータを適切な方法で保存する。また、デジタルデータは移行性を確保できる形式とする。
5	デジタル資料の利活用等	・コンテンツの利用促進	・デジタル化の成果が広く活用されるよう、二次利用の規定を明示する。また、関係者の許諾が得られたものは、適切なCC(クリエイティブ・コモンズ)ライセンスを表示する。 ・障害者等の利用可能性向上のため、文章のテキスト化を促進し、標準的な読み上げソフトにも対応可とする。
	・市民協働体制構築としてボランティア活用モデルの実施	・市民の記憶等の収集・記録におけるボランティアの発掘、効果的な活用	・市民が使い手であると同時に作り手であるという意識を持てるような地域住民等との協働による構築プロセスが重要であることから、市民の記憶等の収集・記録におけるボランティアの発掘・活用について、モデル事業として実施する。
	・学びの成果を活かす具体的な方策の検討	・学校における郷土学習の支援、市民の研究成果の発表のための仕組み構築	・学校に導入された1人1台端末(以下「ギガタブ」という。)の郷土学習のコンテンツとしての利用について検討し、学校へは、デジタル化した地域資料についてのPRを積極的に行う。 ・「市民の知」の発表などに対する支援として、その報告書等をデジタル化して市のホームページ等で公開するなどの手法について検討する。
6	デジタルアーカイブを推進するための人的基盤の整備	・デジタル化や著作権法など関連法令に関する知識を身に付けた職員の養成	・資格取得支援制度の活用
	・市の資格取得支援制度(デジタル・アーキビスト、準デジタル・アーキビスト等)	・職員の資格取得の促進及び資格を有する人材の発掘・確保	・人材公募
	・大学図書館等との連携や外部研修への参加	・国立国会図書館の資料デジタル化に係る研修への参加 ・デジタルアーカイブ学会の講演会等への参加や出版物(論文)等からの情報収集 ・大学図書館等デジタルアーカイブ機関の視察	